

現行の指定都市制度の問題点

一方、名古屋市を始めとする大都市に適用されている現行の指定都市制度は、昭和31年に創設された制度で多くの問題があります。

〈制度上の課題〉

- 一般の市町村と同一の制度を適用
- 大都市の位置付けや役割が不明確
- 特例的・部分的で総合性・一体性を欠いた事務配分
- その結果として、都道府県との役割分担があいまいなため生じている二重行政・二重監督

〈財政上の課題〉

- 大都市に求められる役割に対応していない税財政制度

大都市特例事務に係る税制上の措置不足額
(令和6年度予算による概算)

道府県に代わって負担している大都市特例事務に係る経費
(特例経費一般財源等所要額)

約4,400億円

〈地方自治法に基づくもの〉
・ 児童福祉
・ 民生委員
・ 身体障害者福祉等
〈個別法に基づくもの〉
・ 土木出張所
・ 衛生研究所
・ 定時制高校人件費
・ 国・道府県道の管理等

左の経費に対する
税制上の措置

約2,900億円

税制上の
措置不足額

約1,500億円

税制上の
措置済額



大都市が持つ実力を発揮し、
直面する諸課題に十分に対応できる制度となっていない。

知っていますか？

指定都市制度誕生の経緯



- ①大正期以降、都市の発展による都市問題の発生に伴い、旧六大市(名古屋、東京、横浜、京都、大阪、神戸)が、府県との二重行政・二重監督の弊害を取り除き、府県からの分離・独立をめざす**特別市制運動を展開**。
- ②昭和22年の地方自治法制定時には、府県から独立し、府県の事務と市の事務を併せ行う**特別市についての規定が盛り込まれ、特別市が制度化**。
- ③特別市制度をめぐる、五大市(名古屋、横浜、京都、大阪、神戸)と五府県の対立が発生。その結果、昭和31年の地方自治法の一部改正時に特別市制度に関する規定が削除され、代わりに**当面の措置として「指定都市制度」が誕生**。



指定都市制度は多くの制度的問題を抱えながら
65年以上が経過し、現在に至っています。